

## ISDN 回線による電子出願（共同利用端末）の廃止に伴う インターネット出願に係る支援について

平成 22 年 2 月  
特許庁総務部普及支援課

特許庁では、平成 22 年 3 月末をもって ISDN 回線による特許等の電子出願手続を廃止し、4 月以降はインターネット出願に一本化することとしております。

このため、現在、社団法人発明協会各支部に設置している共同利用端末（ISDN 回線による無料で利用可能な電子出願用端末）は平成 22 年 3 月末をもって廃止されることとなります。

なお、4 月以降は、特許庁の「課題解決型相談・コンサルティング事業」（中小企業産業財産権制度活用支援事業）の一環として、都道府県に開設する窓口においてインターネット出願の環境を整備する予定でおります。

※窓口の開設場所等詳細については、3 月中旬頃に決定し周知する予定です（特許庁ホームページや関係機関等にてお知らせいたします）。

インターネット出願の手続には電子証明書（コンピュータ上の身分証明書）が必要となりますので、4 月以降、同事業のインターネット出願に係る支援を受けられる際には、電子証明書をご用意いただきますようお願いいたします。

※「課題解決型相談・コンサルティング事業」でのインターネット出願環境で利用できる電子証明書については、後日お知らせいたします。

電子証明書の取得については、お知らせの後、発行する各認証局にお問い合わせください。

※本支援に関するお問い合わせ先

特許庁総務部普及支援課 地域調整班 03-3581-1101（内線 2107）

また、今後ご自身でインターネット出願手続をお考えの方は下記にご相談ください。

独立行政法人工業所有権情報・研修館 電子出願担当 03-3581-1101（内線 2508）